

令和8年6月18日

障害福祉サービス事業所の長様
障害者支援施設の長様
障害児通所支援事業所の長様
障害児入所施設の長様
相談支援事業所の長様
市町村障害福祉担当課長様
地域振興局健康福祉（環境）部長様
児童相談所長様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

やむを得ない事情における人員欠如に関する例外措置に係る取扱いについて（通知）

日頃から本県の障害福祉施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和8年6月1日付け障第414号）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和8年6月3日付け障第417号）で通知したところですが、本県への届出方法等については下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

内容について御了知いただくとともに、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

1 対象サービス

・障害者総合支援法に基づくサービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

・児童福祉法に基づくサービス

児童発達支援（センターであるものを除く）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

2 対象職種

- ・障害者総合支援法に基づくサービス

生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、地域移行支援員、就労選択支援員、就労定着支援員、世話人

- ・児童福祉法に基づくサービス

児童発達支援管理責任者を除く指定通所基準の規定により配置すべき従業者

3 減算に係る具体的取扱い

・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算が適用される。

・人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算が適用される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

【減算割合】

・減算が適用される月から3月未満の月→所定単位数の70/100

・減算が適用される月から連続して3月以上の月→所定単位数の50/100

4 例外措置に係る取扱い

・令和8年6月1日以降、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合であって、次の（ア）～（エ）の全てに該当する場合は、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、減算の適用を猶予する。

（ア）職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。

※やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

（イ）職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

（ウ）公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

(エ) やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

・例外措置の適用を受ける場合は、人員欠如の発生が生じた日の属する月の属する月の翌月までに、別紙様式により速やかに報告すること。なお、別紙様式には報告時点で有効な求人票の写しを添付すること。

5 留意事項

・各種要件に該当する場合であっても届出がない場合や、人員欠如が発生した日の属する月の翌月までに届出がない場合は、例外措置の適用は認められません。

・例外措置の適用により減算の適用が猶予された場合においても、人員欠如が発生した日の属する月の翌々月の末日までに欠員が解消されない場合は、従前どおり減算が適用されます。

・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、例外措置は適用されず、従前どおり減算に係る取扱いが適用されます。

新潟県福祉保健部障害福祉課

担当：自立支援係 和島

TEL : 025-280-5918

Mail : ngt040260@pref.niigata.lg.jp